【議案第１号】

北広島市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

協議会委員の追加に伴い所要の改正を行うものです。

新	旧
第１条～第３条　略 （組織） 第４条　協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。 ⑴　次に掲げる関係機関及び団体に属する者 ア～カ　略 キ　社団法人北海道バス協会 ク　北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 ケ　略 コ　略 サ　略 シ　略 ス　略 セ　略 ソ　略 タ　略 チ　略 ツ　略 テ　略	第１条～第３条　略 （組織） 第４条　協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。 ⑴　次に掲げる関係機関及び団体に属する者 ア～カ　略 キ　略 ク　略 ケ　略 コ　略 サ　略 シ　略 ス　略 セ　略 ソ　略 タ　略 チ　略